

事業再構築補助金 よくあるご質問【採択後の手続き】

NO	質問内容	回答内容
1	採択決定後に辞退をすることはできるか。	事務局に申請していただくことで、辞退は可能です。
2	補助事業終了後の事業計画期間内に事業を継続できなくなった場合、補助金の返還が求められるのか。	残存簿価相当額等により、補助金交付額を上限として返還を求めます。
3	補助事業の実施期間（通常枠は12か月以内）よりも短期間で事業を終了してもよいのか。	補助事業実施期間より短期間で補助事業を完了することは差し支えありませんが、補助事業実施期間を超えることは原則として認められません。実施期間内に支払いや実績報告等のすべての手続きを完了する必要があります。
4	設備購入の支払いは銀行振込払いのみか。	支払の実績は、補助事業終了後の確定検査において、銀行振込の実績で確認するのが原則となります。手形、小切手、ファクタリング等による支払いは認められません。詳細は、採択事業者向けに別途公表する「補助事業の手引き」をご確認ください。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械装置の仕入れ先の商社から、半導体不足の影響によって当初予定していた納期を守れないとの連絡を受けた。交付決定を受けて既に補助事業を進めているが、機械装置の納品がされなければ補助事業を完了することができない。どうしたらよいか。 ・ 木材価格の高騰（ウッドショック）の影響によって建築資材の調達が困難となり、建物改修の工期が遅延するとの連絡を受けた。工事業者には調整を続けてもらっているが、補助事業実施期間を守れない場合は交付決定が取り消されてしまうのか。 	<p>例えば、半導体不足や木材価格高騰などの供給制約の影響を受けるなど、事業者自身の責任によらない事由により、補助事業を予定の期間内（補助事業完了期限日まで）に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、事故等報告書を事務局（中小機構）に提出してください。（交付決定後に、当該報告書の提出は可能となります。）</p> <p>事故等の事由を事務局にて確認の上、補助事業の遂行及び完了の予定が適当と認められた場合には、3か月を目安とし、補助事業完了期限日を延長することができます。詳細は「補助事業の手引き」をご確認ください。</p> <p>なお、いたずらに補助事業完了期限日を延長することは認められませんのでご注意ください。</p>